

## 東京都立府中高等学校 学校運営連絡協議会 設置要綱

### 第1 (名 称)

この会の名称を「東京都立府中高等学校運営連絡協議会」(以下、「本協議会」という。)とする。

### 第2 (目 的)

本校の教育活動が保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

### 第3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

### 第4 (組 織)

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が推薦し、東京都教育委員会が委嘱する保護者代表1名、同窓会代表1名、学識経験者1名、府中市教育委員会1名、近隣中学校長1名、地域住民代表2名、地域企業代表1名とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭、総務主任、第3学年主任の9名とする。

- 2 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

### 第5 (任 期)

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度の3月31日までとする。

### 第6 (役 員)

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

- 2 会長は校長とする。

- 3 副会長、学校評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

### 第7 (会の開催回数・開催時期)

学校運営連絡協議会は、各学期1回とし年3回開催する。

### 第8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開する。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

### 第9 (事務局)

東京都立府中高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、経営企画室長をもって充てる。

### 第10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

#### (附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。